

事務連絡  
令和2年4月7日

各市町村放課後児童健全育成事業主管課長 様

埼玉県福祉部少子政策課長

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に関連した  
放課後児童健全育成事業の対応について（依頼）

平素より、子どもの健全育成の推進につきましては、格別の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の緊急事態宣言に関連した放課後児童クラブの対応について、別添のとおり厚生労働省から通知がありましたので御確認くださいようお願いいたします。

放課後児童クラブにつきましては、共働き家庭など家で留守番をすることが困難な児童が利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしておりました。

今般の緊急事態宣言も踏まえ、手指の消毒設備の設置やマスクの着用など感染防止対策の徹底を図るよう重ねてお願いいたします。

感染状況が拡大傾向にある市町村においては、必要に応じ、規模を縮小して開所すること等を検討していただきますようお願いいたします。

この場合においても、必要な方に預かりが提供されないということがないように、市町村において十分に御検討ください。

また、各市町村教育委員会と連携の上、御対応をお願いいたします。

子育て環境整備担当 渡辺 木村

電話：048-830-3322

FAX：048-830-4784